

付帯保険 国内旅行傷害保険

TOKYU CARD旅行保険サービスの対象となるTOKYU CARDで旅行代金を事前に全額お支払いいただきますと、自動的に国内旅行傷害保険がセットされます。



商品のポイント

TOKYU CARDでご旅行代金を事前に支払うだけの、カード付帯保険サービスだから、お申込み不要です。

1 TOKYU CARDで旅行代金をご出発前に全額お支払いいただく

2 「国内旅行傷害保険」が自動的にセットされます。

※ 詳しくは後述の[保険が有効となる条件]をご覧ください。

保険概要

TOKYU CARD旅行保険サービス対象カード

- TOKYU CARD ゴールド 各種
- TOKYU CARD ClubQ JMB 各種

TOKYU CARD ClubQ（ゴールドカード除く）付帯のTOKYU CARD旅行保険（海外旅行保険・国内旅行傷害保険）は、2017年9月30日をもちまして終了いたしました。

被保険者(保険の補償を受けられる方)

TOKYU CARD旅行保険サービス対象のTOKYU CARDをお持ちの本人会員および家族会員、会員と生計を共にする同居のご親族。

保険が有効となる条件

旅行代金などをお支払いされたTOKYU CARD会員が、以下のいずれかによる事故でケガをされた場合。

1.公共交通乗用具に乘客として搭乗中の事故の場合

被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その利用代金をTOKYU CARD旅行保険サービス対象のTOKYU CARDで全額お支払いいただいた場合。

※ 旅行の種別を問いません。

2.宿泊施設に宿泊客として滞在している間の宿泊施設内での事故の場合

被保険者が宿泊施設の予約を行い、チェックインするまでにその宿泊料金をTOKYU CARD旅行保険サービス対象のTOKYU CARDで全額お支払いいただいた場合。

※ 旅行の種別を問いませんが、火災または破裂・爆発によって被ったケガに限ります。

3.宿泊を伴う募集型企画旅行(パックスツアー)に参加している間の事故

被保険者がその募集型企画旅行の代金をTOKYU CARD旅行保険サービス対象のTOKYU CARDで全額お支払いいただいた場合。

補償期間

TOKYU CARD会員である期間。

補償内容

		TOKYU CARD ゴールド	TOKYU CARD ClubQ JMB
傷害死亡 ※1	本人会員・家族会員	3,000万円	1,000万円
	会員と生計を共にする同居の親族	1,000万円	
後遺障害	本人会員・家族会員	程度により90万円～3,000万円	程度により30万円～1,000万円
	会員と生計を共にする同居の親族	程度により30万円～1,000万円	
入院日額 ※2.※3	本人会員・家族会員	5,000円	-
	会員と生計を共にする同居の親族	5,000円	
通院日額 ※2.※4	本人会員・家族会員	3,000円	-
	会員と生計を共にする同居の親族	3,000円	

※1 疾病死亡の場合は補償されませんので、ご注意ください。

※2 事故日から継続して8日目以降もなお入院または通院している場合に限って、入院または通院の1日目から保険金が支払われます。

※3 事故日からその日を含めて180日がお支払いの限度となります。

※4 事故日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日間がお支払い限度となります。

※ 入院日額・通院日額の補償は2016年4月1日ご出発のご旅行より対象となります。

※ 付帯保険の内容は、予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<法人カードの補償内容>

TOKYU CARDビジネスゴールド・・・TOKYU CARD ClubQ JMBの補償内容

一般法人カード・・・TOKYU CARD ClubQ JMBの補償内容

特別法人カード・・・TOKYU CARDゴールドの補償内容

保険金をお支払いできない主な例

- TOKYU CARDで旅行代金を支払っていない旅行中の事故
- 傷害死亡、傷害後遺障害、入院日額、通院日額保険金
 - ・ 被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ・ 脳疾患、疾病、心神喪失
 - ・ 戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性
 - ・ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ・ 危険な職業(例えば、土木建設工事・潜水作業・重機械の組立作業など)に従事中または危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)中の事故

※ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガはお支払いできません。

保険金請求について

事故が発生した場合は事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜 TOKYU CARD事故受付デスクへご連絡ください。

ご注意

- ※ この保険は保険証券の発行はございません。
- ※ 旅行保険が付帯されているカードを複数所有の場合は、死亡・後遺障害保険金について、そのうち最も高い保険金額を限度として按分して保険金をお支払いします。また、この保険契約の規定上、死亡保険金の受取人は法定相続人に限ります。
- ※ 他に有料の保険契約に加入されている場合のお支払い保険金について、本カード付帯旅行保険のお支払い金額(クレジットカード複数保有の場合、上記ご参照)と有料の加入保険のお支払い金額の合算金額になります。
- ※ 国内旅行傷害保険における保険金代理請求人制度について、被保険者ご自身でご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合、次の方を代理請求人とすることができます。代理請求人となりうる方には、その旨をあらかじめお伝えください。
 - 被保険者の配偶者
 - 配偶者がいないときは3親等以内のご親族
 - 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険に関するお問合せ

損保ジャパン日本興亜TOKYU CARD事故受付デスク 9:00~17:00 (除く、日・祝)

0120-011-207



上記の内容は予告なく変更する場合がございます。